

# 窓口に来られた方の「本人確認」を実施しています

香川県では、なりすましなどによる納税証明書の不正な取得を防止し、納税者のみなさまの大切な情報を保護するため、交付請求時の本人確認を行っています。郵送請求の場合も同様です。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

## ●対象となる納税証明書

自動車税の車検(継続検査・構造等変更検査)用を除く、全ての納税証明書

## ●窓口でご用意いただく本人確認書類

窓口で納税証明書を交付請求する際は、次の「本人確認書類」をご用意下さい。

なお、代理人(受任者)が来られる場合は、代理人(受任者)の「本人確認書類」をご用意ください。

官公署が発行した書類(顔写真付き)					
1枚の書類で身分確認できるもの(A)	[例] マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、療育手帳、行政書士証票、精神保健福祉手帳(顔写真付き)、宅地建物取引士証				
複数の書類で身分確認できるもの (2枚必要)(B)	<table border="1"><thead><tr><th>官公署が発行した書類(顔写真なし)</th></tr></thead><tbody><tr><td>複数書類① [例] 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、精神保健福祉手帳(顔写真なし)</td></tr><tr><th>その他の本人名義の書類のうち特定のもの</th></tr><tr><td>複数書類② (②のみ2枚では不可) 法人が発行した社員証(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)、国税又は地方税の納税通知書、国税又は地方税の領収書、公共料金の領収書、キャッシュカード、金融機関の預(貯)金通帳、クレジットカード、タスコカード、診察券、税理士等の補助者又は事務員であることを証する書類(顔写真付き)</td></tr></tbody></table>	官公署が発行した書類(顔写真なし)	複数書類① [例] 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、精神保健福祉手帳(顔写真なし)	その他の本人名義の書類のうち特定のもの	複数書類② (②のみ2枚では不可) 法人が発行した社員証(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)、国税又は地方税の納税通知書、国税又は地方税の領収書、公共料金の領収書、キャッシュカード、金融機関の預(貯)金通帳、クレジットカード、タスコカード、診察券、税理士等の補助者又は事務員であることを証する書類(顔写真付き)
官公署が発行した書類(顔写真なし)					
複数書類① [例] 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、精神保健福祉手帳(顔写真なし)					
その他の本人名義の書類のうち特定のもの					
複数書類② (②のみ2枚では不可) 法人が発行した社員証(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)、国税又は地方税の納税通知書、国税又は地方税の領収書、公共料金の領収書、キャッシュカード、金融機関の預(貯)金通帳、クレジットカード、タスコカード、診察券、税理士等の補助者又は事務員であることを証する書類(顔写真付き)					

○複数書類の組み合わせは、[複数書類①+複数書類①]、[複数書類①+複数書類②]です。

[複数書類②+複数書類②]では請求できません。

○氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更内容を確認できる書類をご用意ください。

○必要に応じて口頭で質問をする場合や、他の本人確認書類を別途ご用意いただく場合があります。

○有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

○納税通知書は発行日から1年以内、領収証書は受領印の日付から1年以内のものに限ります。

○マイナンバー通知カードは身分確認書類として取り扱えません。

## ●本人確認の方法

### 【窓口で交付請求する場合】

交付請求書及び次の書類により、本人確認を行います。

来られる方	必要書類(全てご用意ください。)
本人	<input type="radio"/> 本人確認書類(原本) <b>*前頁参照</b>
代理人(受任した税理士等を含む)	<input type="radio"/> 委任状 <input type="radio"/> 代理人(受任者)の本人確認書類(原本)
証明の対象となる法人の代表者	<input type="radio"/> 交付請求書の委任・受任欄に記入が必要 <input type="radio"/> 代表者の本人確認書類(原本)
証明の対象となる法人等の従業員	<input type="radio"/> 委任状 <input type="radio"/> 本人確認書類(原本)

○交付請求書の委任欄の記入で委任状に代えることができます。法人の場合、来られる方は受任者になります。

○税理士等とは、税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

## ■お問い合わせ先

香川県県税事務所 〒760-0068 高松市松島町一丁目17-28(香川県高松合同庁舎内)  
電話番号 087-806-0306

## ■県ホームページ

URL:<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/index.html>